

○茂原市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

平成31年 3月19日 茂原市規則第 3号

茂原市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び茂原市空家等の適切な管理に関する条例（平成31年茂原市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(立入調査)

第3条 法第9条第2項の規定による立入調査は、空家等が特定空家等であるか否かを判断する基礎となる項目を定め、当該項目ごとにその程度を判定し、又は特定空家等に対する除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るための必要な措置を調査するものとする。

2 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（別記第1号様式）により行うものとする。

3 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第2号様式）とする。

(協議会の会長)

第4条 条例第6条に規定する茂原市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が必要と認めるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(協議会の会議等)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、その指名した委員を議長とすることができる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会の庶務は、都市建設部建築課において処理する。

(緊急安全措置の通知)

第6条 条例第7条第2項に規定する通知は、緊急安全措置に対する通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(助言)

第7条 法第12条に規定する助言等は、助言書（別記第4号様式）により行うものとする。

(特定空家等の通知)

第8条 市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、特定空家等該当通知書（別記第5号様式）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確認することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の所有者等が必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を特定空家等状態改善通知書（別記第6号様式）により当該所有者等に対し通知するものとする。

(指導)

第9条 法第14条第1項の指導は、指導書（別記第7号様式）により行うものとする。

(勧告)

第10条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記第8号様式）により行うものとする。

(命令)

第11条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（別記第9号様式）により行うものとする。

2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（別記第10号様式）とする。

3 前項の通知書を交付された者のうち、意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書（別記第11号様式）により意見書及び自己に有利な証拠を提出することができる。ただし、法

第14条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（別記第12号様式）により請求する場合は、この限りでない。

4 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（別記第13号様式）により行うとともに、これを公告するものとする。

5 法第14条第11項の標識は、標識（別記第14号様式）により行うものとする。

（代執行）

第12条 法第14条第9項に規定する代執行を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記第15号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を代執行令書（別記第16号様式）により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

3 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証（別記第17号様式）を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

4 非常の場合又は危険切迫の場合において、法第14条第3項の規定による命令に係る措置の内容の急速な実施について緊急の必要があるときは、行政代執行法第3条第3項の規定により、その手続を経ないで代執行をすることができる。

（意見聴取）

第13条 市長は、法第14条第2項、第9項及び第10項の規定により措置をしようとするときは、あらかじめ協議会に意見を求めることができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。